

# バーチャルサイクリングを活用したサイクリスト誘客促進事業の委託に係る 企画提案型プロポーザル実施要領

この要領は、県・市町・民間団体等で組織する愛媛県自転車新文化推進協会が契約・実施するバーチャルサイクリングを活用したサイクリスト誘客促進事業の企画提案型プロポーザルに参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

なお、本業務は、愛媛県の負担金を活用して実施する事業であり、愛媛県の令和7年度当初予算が成立することを前提に行うものであることから、事業内容の変更や業務実施を取り止める可能性があるので留意すること。

## 1 目的

愛媛県が策定した「愛媛・しまなみ海道地域振興ビジョン」に基づき、しまなみ海道エリアに係る世界ブランド化や実需の創出、持続可能な地域振興を目指し、同エリアにおけるサイクルツーリズムの深化や観光産業の集積化を図るなど、県・地元市町・民間団体等がより一体となってこれまで事業推進に取り組んできたところ。

同ビジョンの更なる実現に向けて、しまなみ海道上で最も景観の良い来島海峡大橋等を走行するVR映像を制作し、国内外のサイクリングイベント等でバーチャルサイクリング体験してもらうことで、しまなみ海道エリアの多島美等の自然景観や海の上を走るような疾走感等の魅力を発信し、しまなみ海道エリアの更なる誘客促進につなげることを目的とする。

## 2 業務の概要

- (1) 名 称 バーチャルサイクリングを活用したサイクリスト誘客促進事業
- (2) 内 容 別添「仕様書」のとおり
- (3) 期 間 契約の日から令和7年12月末まで
- (4) 予算額 金6,349,000円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

## 3 企画提案の参加資格

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- ①これまで、バーチャルサイクリングのためのVR映像を制作した実績があること
  - ②愛媛県から入札参加指名停止を受けていないこと
  - ③地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと
  - ④会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること
  - ⑤宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと
- ※共同企業体で参加しようとする場合は、代表者が①から⑤、構成員は②から⑤の参加資格条件を満たすこと。また、構成員は単体で参加することはできない。

#### 4 参加申し込み

参加を希望する業者は、令和7年2月28日（金）15時（必着）までに別添「企画提案型プロポーザル参加表明書」を電子メール又はFAXにて事務局へ提出すること（別紙①-1）。

なお、共同企業体による参加の場合には、代表者及び全ての構成員に係る名称、所在地及び連絡先を記載し提出すること（別紙①-2）。

また、資格条件を満たさない事業者に対しては、電子メール又はFAXにて通知する。

#### 5 企画提案書

##### （1）提出書類

①形 式：原則としてA4判縦、横書き、左綴じ（着色・両面印刷可）

- ・「使用する言語、通貨及び単位」

言語：日本語

通貨：日本国通貨

単位：日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位

②内 容：18ページ以内（片面を1ページとし、表紙を除く）

##### 【内訳】

- ・概要（全体構成、PRポイント等）……………2ページ以内
- ・事業内容……………10ページ以内
- ・スケジュール……………2ページ以内
- ・収支計画書（又は経費見積書）……………2ページ以内
- ・事業実施体制……………2ページ以内

##### ③その他必要書類：

- ・事業者概要（設立年月日、資本金、従業員数等）

※共同企業体の場合には、共同企業体組織の規定・会則等を別途提出のこと

- ・類似事業の実績内容（実施年度、事業名、事業発注元、事業概要を5件以内）

※共同企業体の場合は、構成員それぞれの実績内容を合計して10件以内

##### ④備 考：

- ・提案書の表紙には、宛名「愛媛県自転車新文化推進協会会长」、タイトル「バーチャルサイクリングを活用したサイクリスト誘客促進事業委託企画提案書」、提出年月日、会社名（正本のみ押印）を記載すること。

- ・1企業（共同企業体）につき各1提案

- ・質問がある場合は、別添のバーチャルサイクリングを活用したサイクリスト誘客促進事業委託企画提案型プロポーザル質問票（別紙②）により令和7年2月28日（金）までに「14 問い合わせ・連絡先」あてFAX又は電子メールで送付すること。質問及び回答内容は企画提案型プロポーザルに参加する全者にFAX又は電子メールで回答することとする。

##### （2）提出部数

企画提案書10部（うち正本1部）

### (3) 提出期限及び提出先

提出期限：令和7年3月14日(金) 15時（必着）

提出先：「14 問い合わせ先・連絡先」まで持参するか、郵送（必着）とする。

## 6 審査

審査は企画提案書をもとに、審査会を設置し、次による審査を行う。

企画提案書を基に書面審査又は事業者によるプレゼンテーションを行い、審査会において審査する。ただし、応募多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち、全提案の中から、3～5案程度を選定する。

なお、プレゼンテーション参加の可否については、企画提案書を提出した業者に対し、事前に連絡する。

## 7 プrezentationを実施する場合

(1) 実施日：令和7年3月中旬

(2) 場所：愛媛県庁内 会議室又はオンライン

(3) 持ち時間：30分（説明15分・質疑応答15分）

※提出された企画提案書は事前に審査委員に配布するため、要点を説明すること。

(4) 順番：上記4「参加表明書」の受付順とする。

(5) その他：プレゼンテーションは提出した企画提案書の内容とし、愛媛県自転車新文化推進協会が準備するプロジェクターを使用することができる。なお、上記(1)～(3)の内容については、変更する場合がある。

## 8 企画提案に必要な視点

(1) 理解度

本事業の目的等を十分に理解し、仕様書の趣旨に沿った提案

(2) 実現性

VR映像の制作やバーチャルサイクリングの実施に関する業務実績を踏まえた、現実的かつ魅力的な提案

(3) 訴求性

制作コースが、バーチャルサイクリングの体験者に県内の魅力を訴求できる提案

(4) 事業推進能力

事業を確実に推進できる者であり、運営体制等が妥当な提案

(5) 経費

事業の内容、規模に対し経費の積算が適正な提案

## 9 審査結果

企画提案型プロポーザル審査会における審査を経て、文書で企画提案書提出事業者に通知する。審査内容については公表しない。審査結果についての異議申し立ても認めない。

## 10 スケジュール

2月28日（金）	参加表明書提出締切
3月14日（金）	企画提案書提出締切
3月中旬	審査会（プレゼンテーション）
3月中下旬	委託業者決定

## 11 委託契約

### （1）契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、愛媛県自転車新文化推進協会と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、愛媛県自転車新文化推進協会が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかつたときは、その選定を取り消すとともに、審査会において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

### （2）契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

契約保証金については、愛媛県会計規則第152条から154条までの規定により取り扱う。

## 12 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、愛媛県、愛媛県自転車新文化推進協会が委託する別事業の受託業者等との連携を十分に図ること。
- (2) 委託期間において、必要に応じて愛媛県自転車新文化推進協会との業務打ち合わせを行い、業務全体の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。
- (3) 常時、連絡調整ができる体制を整えておくこと。

## 13 その他

- (1) 提案書作成及びこれに係る付帯作業及び経費等は提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書ができる体制を整えておくこと。
- (3) 提出された提案書については返却しないものとする。
- (4) 参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、別紙③によりメール又はFAXで連絡すること。
- (5) 本事業は、愛媛県議会令和7年2月定例会において、令和7年度当初予算が成立することを前提として実施するものであり、予算不成立の場合は、契約手続きを中止し、契約は締結しない。

## 14 問い合わせ・連絡先

〒790-8570

愛媛県松山市一番町4丁目4-2

愛媛県自転車新文化推進協会 担当：住田

(事務局：愛媛県観光スポーツ文化部自転車新文化推進課サイクルツーリズム推進グループ)

TEL 089-947-5451 FAX 089-912-2256

メールアドレス jitenshashinbunka@pref.ehime.lg.jp

※電子メールでの提出の場合は、上記のメールアドレスに加えて

miyashita-toyohiro@pref.ehime.lg.jp

sumida-hideyoshi@pref.ehime.lg.jp

のアドレスにも送付するとともに、ご担当者様の上席を宛先に追加のうえ、期間内に送付して下さい。

なお、受信確認のため、メール送付後は必ず電話連絡を行って下さい。

ご担当者様が代表者である場合は、その旨メール本文に記載の上、送付して下さい。